

小規模多機能 とんぼ池サテライト 運営規程

〔指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規定は、特定非営利活動法人とんぼ池山荘が設置経営する、小規模多機能とんぼ池サテライト（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条 要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の孤独感の解消及び心身機能の維持並びに要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の家族の身体および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第3条 当事業所において提供する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令告示の主旨及び内容に沿ったものとする。利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いのサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切にサービスを提供する。

- （1）利用者一人一人の人格を尊重し、利用者が、それぞれの役割を持って、家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- （2）指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるようサービスを提供する。
- （3）指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対してサービスの提供について理解しやすいように説明を行う。
- （4）登録者が、通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。

- (5) 利用者の心身状況の維持、改善に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- (6) 提供する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し常に改善を図る。

（事業所の名称）

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。

小規模多機能 とんぼ池サテライト

（事業の内容）

第5条 日常生活における支援の内容は次のとおりとする。

（1）日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。

ア、移動の介助

イ、他者との交流の支援

ウ、通院の介助等その他必要な介護

（2）健康チェック

血圧測定等、全身状態の把握

（3）機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため、訓練及び心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また外出の機会の確保、その他、利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア、日常生活動作に関する訓練

イ、レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ、グループ活動

エ、行事的活動

オ、園芸活動

カ、趣味活動（ドライブ、買物等含む）

キ、地域における活動への参加

（4）食事支援

ア、食事の準備、後片付け

イ、食事摂取の介助

ウ、その他の必要な食事の介助

（5）入浴支援

ア、入浴または清拭

イ、衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

ウ、その他必要な介助

(6) 排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

(7) 送迎支援

利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

<訪問サービス>

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(事業所の所在地)

第6条 事業所の所在地は次のとおりとする。

三重県名張市安部田砥口1108番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第7条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤 本体管理者が兼務)

事業を代表し、業務の統括に当たる。

(2) 介護支援専門員 1名(本体介護支援専門員が兼務)

利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所利用者の(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連携・調整を行う。

(3) 計画作成担当者 1名(介護従業者と兼務)

(4) 介護従業者 3名以上(うち常勤1名以上)

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、利用者の心身の状況を把握し利用者に対し適切な介助を行う。

看護職員は健康管理を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 1年を通じて毎日営業する。

(2) 営業時間 24時間

(3) サービス提供基本時間

ア、通いサービス 午前7時～午後9時まで

イ、宿泊サービス 午後9時～午前7時まで

ウ、訪問サービス 24時間

※受付・相談については、通いサービスの提供基本時間と同様とする。

(登録定員及び利用定員)

第9条 事業所における利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 12名
- (2) 通いサービス 6名
- (3) 宿泊サービス 5名

(本体事業所「小規模多機能型居宅介護事業所とんぼ池」にて対応)

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。 「名張市」

((介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第11条 事業所の介護支援専門員は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供の開始にあたり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮する。
- (3) (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその方が日常生活を営むことが出来るように必要な援助を行うこととする。
- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日に於いては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行い、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容)

第12条 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 通いサービスでは事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活や機能訓練を行う。
- (2) 宿泊サービスでは事業所に宿泊して頂き、食事や入浴、排泄等の日常生活や機

能訓練を行う。

(3) 訪問サービスでは利用者の居宅において、食事や入浴、排泄等の日常生活や機能訓練を行う。

(4) サービスの提供にあたっては、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の容態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用料)

第13条 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスである時はその額の法令等で定められた負担割合とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

(1) 食事代 朝食 250 円、昼食 600 円、おやつ 100 円、夕食 600 円

(2) 宿泊費 一泊につき 2,500 円

(3) おむつ代 実費

(4) 前各号に掲げるもののほか、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、その利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費を徴収する。

(5) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に記名押印をうけることとする。

(利用にあたっての留意事項)

第14条 利用者が指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際に、利用者が留意すべき事項は次のとおりとする。

(1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示すること。

(2) 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。

(3) 事業所内の設備や備品は、本来の用法に従って利用すること。

(4) 利用者及びその家族は、他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月

- に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第17条 従業者は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。また、前項の状況に際して採った処置について記録を行う。保険者等に報告が必要な内容については、所定の報告様式等により定められた期間内に、速やかに報告を行う。

(事故発生時の対応)

第18条 サービス提供中等に事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるものとする。発生した事故等について当該利用者の家族等に連絡する事はもとより、その状況によっては、主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡し支持を仰ぐなどの措置を講じる、若しくは、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。保険者等に報告が必要な内容については、所定の報告様式等により定められた期間内に、速やかに報告を行う。

3 事業所は、事故が発生した場合（再発防止を含む）の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針・マニュアル等を整備する。

4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事故が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に徹底するとともに再発防止に努める。

5 事故発生及び再発防止のために、介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

6 事業所は、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に発生した事故が、事業所の責に帰すべき場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(秘密保持等)

第19条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。それにより被害が発生した場合には、その従業者であった者に対し、法的手段による対応を行う事もある。

(身体拘束の禁止)

第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3カ月に1回程度開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことを含む）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護

予防) 小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第23条 事業所は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(運営推進会議)

第24条 事業所が行う指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として運営推進会議を設置する。

- (1) 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護について知見を有するものとする。
- (2) 運営推進会議の開催は概ね2月に1回以上とする。
- (3) 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 運営規程の概要、従業員の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示、若しくはファイルされたものを閲覧可能な状況とする。
- 3 居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、当該事業者のサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 4 設備、備品、従業員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、サービスの提供に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保管するものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人とんぼ池山荘と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

令和3年6月1日改定（従業員員数、通いサービス時間）

令和4年4月1日改定（従業員員数）

令和4年10月1日改定（名称、所在地、従業員の員数）

令和5年8月1日改定（従業員の職種、員数及び職務内容）

令和6年2月1日改定（虐待防止に関する事項追加）

令和6年6月1日改定（従業員の員数、登録及び利用定員、食事代）

令和6年10月1日改定（従業員の員数）

令和7年6月1日改定（事業所の名称、従業員員数

衛生管理等、身体的拘束の禁止、業務継続計画の策定等
事項追加）